

参 考 资 料

介護福祉士・社会福祉士制度の改正について

[社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年制定、昭和63年度施行)により創設された名称独占の国家資格]

改正の背景

近年の介護・福祉ニーズの多様化・高度化に対応し、人材の確保・資質の向上を図ることが求められている。

- 介護保険制度の導入や障害者自立支援法の制定等により、認知症の介護など従来の身体介護にとどまらない新たな介護サービスへの対応が求められている。
- 介護保険制度、障害者支援費制度等の利用者がサービスを選択できる制度を導入したことに伴い、サービスの利用支援、成年後見、権利擁護等の新しい相談援助の業務が拡大してきている。

改正のポイント

- 1 介護福祉士の行う「介護」を「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改めるなど、定義規定を見直す。
- 2 個人の尊厳の保持、認知症等の心身の状況に応じた介護、福祉サービス提供者、医師等の保健医療サービス提供者等との連携等について新たに規定するなど、義務規定を見直す。
- 3 資質の向上を図るため、すべての者は一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形で、介護福祉士の資格取得方法を一元化する。
福祉現場における高い実践力を有する社会福祉士を養成するための資格取得方法の見直しを行う。
- 4 社会福祉士の任用・活用の促進を図る。

- 社会保障審議会福祉部会において、介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方について、意見書取りまとめ(平成18年12月)
- 参・厚労委における介護保険法等の一部改正法案に対する附帯決議(平成17年6月)
「介護需要が増大する中で、介護労働の魅力を高め、優秀な人材を介護の職場に確保していくため、介護労働者の雇用管理や労働条件の改善、研修体系や資格の在り方を見直しに取り組むこと」

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案の概要

1 定義規定の見直し

- ① 介護福祉士の行う介護を「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改める。
- ② 社会福祉士の業務として、福祉サービスを提供する者又は医師等の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡・調整を明確化する。

2 義務規定の見直し

- ① 個人の尊厳を保持し、その有する能力・適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実に業務を行わなければならない。
- ② 介護福祉士は認知症等の心身の状況等に応じ、社会福祉士は地域に即した創意と工夫を行いつつ、業務を行わなければならない。
- ③ サービスが総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービス提供者、医師等の保健医療サービス提供者その他の関係者との連携を保たなければならない。
- ④ 資格取得後も、社会福祉・介護を取り巻く環境の変化に適応するため、知識・技能の向上に努めなければならない。

施行期日

公布日：定義規定・義務規定の見直し、社会福祉士の任用資格としての位置付けの拡大(1、2及び4②)

平成21年4月1日：介護福祉士の教育内容の充実、社会福祉士の資格取得方法の見直し(3②・④・⑤及び4①)

平成24年4月1日：介護福祉士の資格取得方法の見直し(3①・③) *平成25年1月試験から実施

3 資格取得方法の見直し

【介護福祉士】

- ① 「養成施設」卒業者は、資格を取得するためには、新たに国家試験を受験する仕組みとする。
- ② 「福祉系高校」について、教科目・時間数だけでなく新たに教員要件、教科目の内容等にも基準を課すとともに、文部科学大臣・厚生労働大臣の指導監督に服する仕組みとする。
- ③ 「実務経験」(3年以上)に加え、新たに6月以上の養成課程(通信等)を経た上で国家試験を受験する仕組みとする。

【社会福祉士】

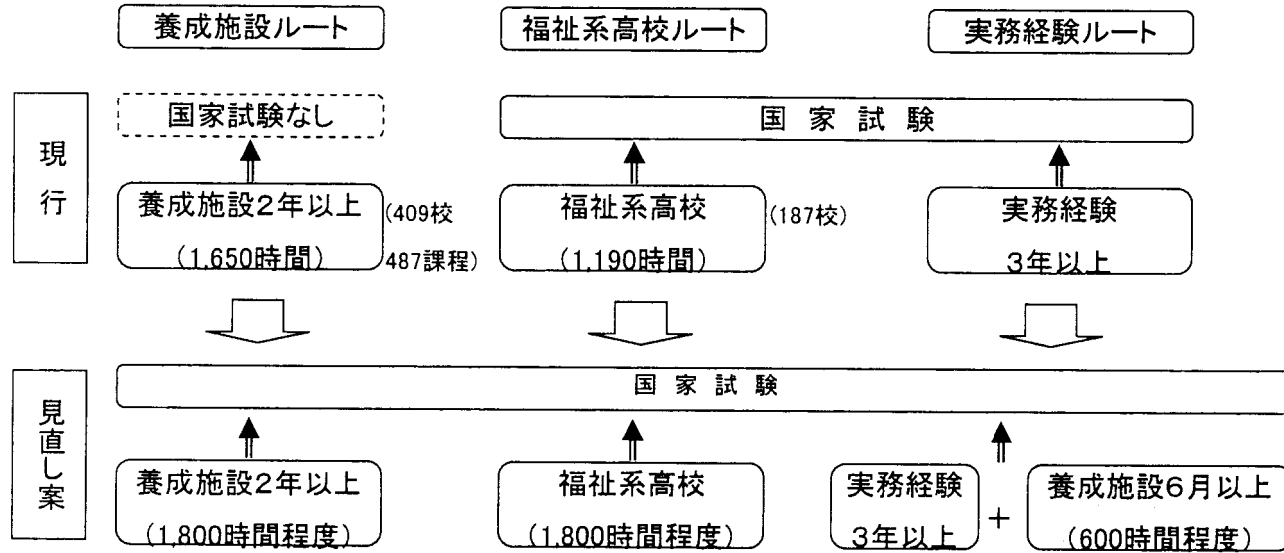
- ④ 「福祉系大学」の実習等の教育内容、時間数等について、文部科学大臣・厚生労働大臣が基準を設定する。
- ⑤ 「行政職」経験に加え、新たに6月以上の養成課程を経た上で国家試験を受験する仕組みとする。

4 社会福祉士の任用・活用の促進

- ① 社会福祉主事養成課程を修了後、2年以上の実務経験を有し6月以上の養成課程を経たものに、新たに国家試験の受験資格を付与する。
- ② 身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等の任用資格として、社会福祉士を位置付ける。

介護福祉士

介護保険サービスで就労する介護職員のうち、施設で約4割、在宅で約2割が介護福祉士であるなど、介護を支えるマンパワーとして中核的な存在(累計資格取得者数:約54.8万人)。



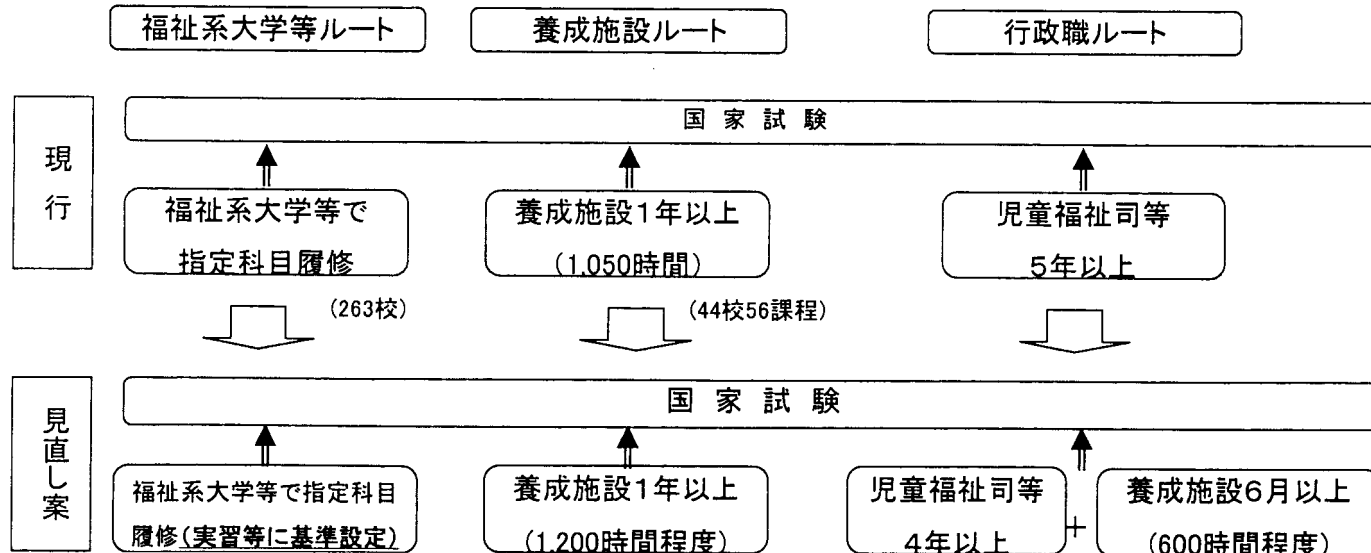
【参考】現行の資格取得者数等の状況

	平成18年度資格取得者	これまでの資格取得者数の累計
養成施設ルート	約2.0万人 (約25%)	約34.2万人 (約63%)
福祉系高校ルート	約0.5万人 (約5%)	
実務経験ルート	約5.6万人 (約70%)	
合計	約8.0万人	約54.8万人

*平成18年の国家試験の状況
 受験者数 約13.0万人
 合格者数 約6.1万人
 (合格率約47%)

社会福祉士

福祉に関する相談援助を行う者として、社会福祉施設等、社会福祉協議会等、医療機関、行政機関などが主な就労先となっているが、任用・活用の状況は低調(累計資格取得者数:約8.3万人)。



【参考】現行の資格取得者数等の状況

	平成18年度資格取得者
福祉系大学等ルート	約0.8万人 (約65%)
一般養成施設ルート	約0.4万人 (約35%)
行政職ルート	43人 (約0%)
合計	約1.2万人

*平成18年の国家試験の状況
 受験者数 約4.4万人
 合格者数 約1.2万人
 (合格率約28%)

2 介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見

介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見

平成18年12月12日
社会保障審議会福祉部会

本部会は、1988年（昭和63年）の社会福祉士及び介護福祉士法の施行から現在18年が経過している介護福祉士制度及び社会福祉士制度について、その後の介護や社会福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、本年9月以降4回にわたって審議を行い、「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」を取りまとめた。

介護福祉士制度については、2006年（平成18年）1月に、厚生労働省社会・援護局長の私的懇談会として「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」が設置され、8回にわたり外部の有識者によるプレゼンテーションも含め広範囲にわたる検討を行った結果として、7月に報告書が取りまとめられている。

報告書においては、制度施行後の介護福祉士を取り巻く状況の変化について整理した上で、求められる介護福祉士像、資格制度の在り方等について提言が行われていることから、本部会としては、これを踏まえつつ、介護福祉士制度の具体的な在り方について審議を行った。

また、社会福祉士制度については、本部会において、制度施行後の社会福祉士を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、社会福祉士制度の現状と課題について整理を行った上で、これを解決していくための社会福祉士制度の見直しの方向性について審議を行った。

本意見書は、介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関わる事項のうち、特にその養成の在り方を中心として、法律改正も視野に入れつつ、取りまとめを行ったものである。

介護福祉士、社会福祉士を始めとする福祉人材の確保については、本部会において引き続き審議を行い、社会福祉法に基づく「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の見直し等について、検討を行っていくこととしている。

厚生労働省においては、本部会の意見を踏まえ、制度の見直しが必要な事項についての法律改正案を次期通常国会に提出するなど、改革に早急に取り組み、着実に実行されたい。

【 目 次 】

第 1	介護福祉士制度の在り方について	4
Ⅰ	介護福祉士制度の見直しに当たっての基本的視点	4
Ⅱ	求められる介護福祉士像	5
Ⅲ	介護福祉士の養成の在り方	7
1	資格取得方法の見直しに係る基本的考え方	7
(1)	介護福祉士の資格取得方法に係る現行体系	7
(2)	介護福祉士の資格取得方法の一元化	7
2	それぞれの資格取得ルートの在り方	9
(1)	養成施設ルート	9
(2)	実務経験ルート	9
(3)	福祉系高校ルート	10
3	実習の在り方	12
4	国家試験の在り方	12
5	専門介護福祉士（仮称）の検討	14
6	その他	14
(1)	通信課程の取扱い	14
(2)	実務経験の取扱い	15
(3)	その他のルートの取扱い	15
(4)	介護現場における医療提供の在り方	16
7	実施時期	17
Ⅳ	介護の担い手の人材確保	17
第 2	社会福祉士制度の在り方について	19
Ⅰ	社会福祉士制度の現状と課題	19
1	社会福祉士制度の現状	19
2	社会福祉士を取り巻く状況の変化	19

3	社会福祉士に求められる役割	20
4	社会福祉士に求められる知識及び技術	21
5	社会福祉士制度の課題	22
II	社会福祉士の養成の在り方	22
1	社会福祉士の養成の現状と課題	22
2	教育カリキュラムの在り方	24
	(1) 教育カリキュラムの在り方	24
	(2) 実習の在り方	25
3	それぞれの資格取得ルートの在り方	26
	(1) 福祉系大学等ルート	26
	(2) 行政職ルート	27
	(3) 養成施設ルート（社会福祉主事からのステップアップ）	27
4	実施時期	28
III	社会福祉士の任用・活用の在り方	29
第3	終わりに	31

[参考]

	社会保障審議会福祉部会委員名簿	32
	社会保障審議会福祉部会開催経過	33
	(参考資料1) 介護福祉士制度の概要	34
	(参考資料2) 介護福祉士資格の取得方法の見直しの全体像	36
	(参考資料3) 介護福祉士の教育カリキュラムの見直し	37
	(参考資料4) 社会福祉士制度の概要	38
	(参考資料5) 社会福祉士資格の取得方法の見直しの全体像	40

第1 介護福祉士制度の在り方について

I 介護福祉士制度の見直しに当たっての基本的視点

- 介護福祉士は、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって介護を行うこと等を業とする名称独占の国家資格であり、1988年（昭和63年）の制度施行から現在に至るまで、約54.8万人が資格を取得している。また、介護保険の施設サービスで就労する介護職員の約4割、在宅サービスで就労する介護職員の約2割が介護福祉士となっているなど、今日、介護福祉士は、介護を支えるマンパワーとして中核的な存在となってきた。
- 一方、介護福祉士制度の施行から現在に至るまでの間に、高齢者介護や障害者福祉を取り巻く状況は大きく変わってきている。

2000年（平成12年）からの介護保険制度の施行とその後の見直しの中で、個室・ユニットケアの特別養護老人ホーム、要介護状態になっても住み慣れた地域での生活を継続できるような小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービス拠点など、個別ケアや認知症ケア等の新しいケアモデルに対応できるサービスの構築が進められてきている。

また、2003年（平成15年）の障害者支援費制度の施行及び2006年（平成18年）の障害者自立支援法の施行の中で、障害者に対するケアにおいても、利用者本位のサービス体系への再編が進められる中で、地域生活支援、就労支援といった側面をより一層重視したケアが求められるようになってきている。

介護福祉士には、このような高齢者及び障害者に対する新しいケアに対応できるような資質の確保及び向上が求められていると言える。
- 一方で、総人口が減少し、労働力人口も減少が見込まれる中で、少子高齢化が急速に進展しており、2015年（平成27年）にはいわゆる「団塊の世代」がすべて65歳以上となり、2025年（平成37年）には75歳以上の後期高齢者が現在の約1千万人から約2千万人に倍増するなど、今後とも高齢者介護のニーズは増大することが見込まれている。

また、障害者に対するサービスにおいても、2003年（平成15年）の障害者支援費制度の施行以降、利用者が急増してきている。

このような中で、高齢者及び障害者に対する介護の担い手となる人材の確保は継続する重要課題であり、介護福祉士には、その資質の確保及び向上のみならず、介護の担い手としての量的確保が求められていると言える。

- 本部会においては、「高齢者介護や障害者福祉を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、専門資格としての介護福祉士の養成の在り方の側面と、介護の担い手の人材確保の側面とを如何に調和させていくのか」という観点を基本に据えつつ、介護福祉士制度の在り方について検討を行った。

Ⅱ 求められる介護福祉士像

- 前述の検討会報告書においては、介護福祉士制度の施行から現在に至るまでの高齢者介護や障害者福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、高齢者及び障害者に対する新しいケアに対応できるような、これからの介護福祉士の養成に当たっての目標について、以下の12項目のとおり整理が行われている。

- ① 尊厳を支えるケアの実践
- ② 現場で必要とされる実践的能力
- ③ 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ・政策にも対応できる
- ④ 施設・地域（在宅）を通じた汎用性ある能力
- ⑤ 心理的・社会的支援の重視
- ⑥ 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
- ⑦ 他職種との協働によるチームケア
- ⑧ 一人でも基本的な対応ができる
- ⑨ 「個別ケア」の実践
- ⑩ 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
- ⑪ 関連領域の基本的な理解
- ⑫ 高い倫理性の保持

- 今後、本部会に限らず、介護福祉士制度の見直しに係る具体的事項について検討を行っていく様々な場においても、この「求められる介護福祉士像」を実現していくことが最終的な目標であるということを経験した上で、検討を行っていくべきである。

- 例えば、介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについては、専門家・実践者による作業チームにおいて検討が行われている。

具体的には、まずは教育カリキュラムの見直しについて、高等学校卒業等が養成施設等において2年以上必要な知識及び技能を学ぶ課程（以下「養成施設2年課程」という。）における時間数（1,800時間）及びその具体的な教育内容を基準としつつ、他の課程における時間数やその具体的な教育内容について検討が行われ、中間的な取りまとめが行われている。

引き続き、それぞれの課程における具体的な教育内容に加え、教員要件、施設設備基準、実習施設の要件、実習指導者の要件のほか、介護福祉士の養成課程同士の間での既修得科目の認定や社会福祉士等の他の福祉関係職種の養成課程との間の単位認定についても検討を行っていくこととされているが、検討に当たっては、「求められる介護福祉士像」を実現していくことが最終的な目標であるという姿勢を基本としていくべきである。

- なお、教育カリキュラムについては、今回の見直しの後においても、介護ニーズの変化のほか、新教育カリキュラムを履修した者の資格取得後の就労状況、介護現場における状況、資格取得後の研修等の受講状況等を踏まえ、今後、定期的に見直しを行っていくこととするべきである。

- また、介護福祉士制度の施行後の高齢者介護や障害者福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、法律上の介護福祉士の役割、責務等についても、見直しを行っていくべきである。

例えば、

- ・ 現行の定義規定の中では「入浴、排せつ、食事」の身体介護が例示されているが、実際の介護現場においては心理的・社会的支援の側面も重要であり、これを明示すべきではないか
- ・ チームとして介護を提供する中での介護福祉士の位置付けや担うべき役割について、これを明示すべきではないか
- ・ 業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない旨の規定が置かれているが、福祉サービスが普遍化する中で福祉関係者との連携も重要であり、これを明示すべきではないか

といった指摘がなされているところであり、これを踏まえ、見直しについて検討を行う必要がある。